○厚生労働省告示第百五十一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五十二条の十第一項第三号の規定に基づき、労働安全衛生規則第五十二条の十第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十七年十二月一日から適用する。

平成二十七年四月十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生規則第五十二条の十第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修

労働安全衛生規則第五十二条の十第一項第三号の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に定めるところにより行われる学科研修（これに相当する研修であって、平成二十七年十二月一日前に開始されたものを含む。）とする。

一　次のイからハまでに掲げる科目について、それぞれイからハまでに定める時間以上行われるものであること。

イ　労働者の健康管理　二時間

ロ　事業場におけるメンタルヘルス対策　一・五時間

ハ　事業場における労働者の健康の保持増進を図るための労働者個人及び労働者の集団に対する支援の方法　一・五時間

二　前号の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

三　前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによるものであること。

官庁報告

官庁事項

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示

心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第１号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第７項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針を次のとおり公表する。

平成27年４月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　名称　心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

２　趣旨　この指針は、労働安全衛生法第66条の10第７項の規定に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導及び面接指導の結果に基づき事業者が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるため、ストレスチェック及び面接指導の具体的な実施方法、面接指導の結果についての医師からの意見の聴取、当該措置の決定、健康情報の適正な取扱い、労働者に対する不利益な取扱いの禁止等について定めたものである。

３　適用日　平成27年12月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１７１号

東京都青梅市師岡町１丁目165番地の４

債務者　星野　　實

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　増井　　賢

４　破産債権の届出期間　平成27年５月８日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月２日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４４９号

神奈川県相模原市中央区上矢部１丁目５―16

債務者　中嶋　　潤

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大江　耕治

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月４日午前10時

６　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４６６号

東京都杉並区荻窪１丁目59―６

債務者　岡崎　敏一

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　洞澤　美佳

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月４日午前11時

６　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５３９号

東京都中野区本町６丁目27―８―1001

債務者　札場　祐貴

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大森　啓子

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月４日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３０号

東京都杉並区久我山５丁目22―３

債務者　依田　裕二

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　望月　克也

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月４日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４８６号

東京都中野区上高田４丁目27―１―406

債務者　矢部芙沙子

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　沼　宏一郎

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月５日午前10時

６　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３８号

栃木県那須郡那須町大字寄居1855番地

債務者　田代　勝弘

１　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　阿久津正巳

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月12日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４７４号

東京都墨田区菊川１丁目17―２―1104

債務者　平原　良一

１　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小山信二郎

４　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月11日午前11時

６　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
東京地方裁判所民事第20部